

合計額の50%を補助します！（1世帯につき1台まで）

広報かみのくに 4月号と本誌3ページで掲載した「エアコン購入費および設置費用補助金交付事業」について、詳しくご紹介します！（エアコン：室内機および室外機）



補助期間は、 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間！

○補助の対象となる方

次のすべてに該当する方

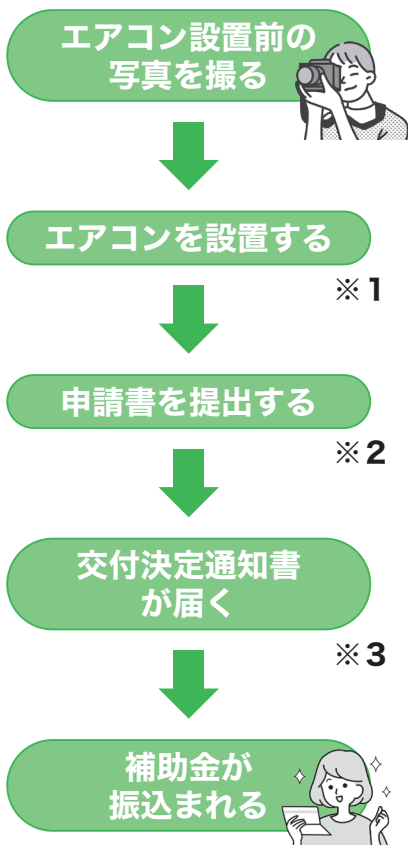
- ・本町の住民基本台帳に登録されており、現に本町に居住していること。
- ・新たにエアコンを購入し、対象住宅に設置すること。
- ・対象住宅が賃貸住宅の場合、当該賃貸住宅の所有者からエアコン設置について同意を得ていること。
- ・この補助金の交付を受けていないこと。
- ・町税を滞納していないこと。
- ・暴力団員でないこと。

○補助額：エアコン購入費および設置費用の50%（上限10万円）

- 例1）購入費および設置費用が10万円
補助額は**5万円**となります。
→10万円×50%=5万円
- 例2）購入費および設置費用が30万円
補助額は**10万円**となります。
→30万円×50%=15万円
上限額10万円のため、10万円

※中古品または令和6年3月31日までに購入・設置したエアコンは補助対象外です。

○申請手続きの流れ



※1 補助の対象となるもの

- ・室内機および室外機の購入費（インターネット購入時の送料を含む。）
- ・室内機設置費
- ・室外機設置費（雨よけ・日よけなどの室外機カバーおよび架台の設置を含む。）
- ・配管接続費（カバーの設置を含む。）
- ・電気工事費（アンペアの増加工事を含む。）

※2 申請の際に必要なもの

- ・上ノ国町エアコン購入費補助金交付申請書
- ・エアコンの購入・設置費用が分かる領収書および内訳書の写し
- ・エアコンの保証書の写し
- ・設置した住宅の外観および室内機、室外機の写真
- ・振込先の口座情報が分かる書類の写し

※3 審査の結果、「不交付」となった場合は「不交付決定通知書」が届きます。

◎パンフレットおよび申請書類は、施設課 土木建築グループ窓口、石崎・湯ノ岱両出張所または町ホームページにあります。

